



契約書・書式集ひな形が、4月3日(月)より

リニューアルしました!

宅地建物取引業法改正に伴う、重要事項説明書の対応

改正宅建業法の一部が平成29年4月1日より施行され、買主が宅建業者の場合の重要事項説明は「口頭説明を要せず、重要事項を記載した書面の交付のみで足りるものとする」と改正されました(※口頭説明を行っても差し支えありません)。

つきましては、口頭説明を行わず、書面による交付のみ行う場合については、備考欄等に、「買主が宅建業者であるため、口頭説明を行わない」旨の記入をお願いします。

また、この改正に伴い、4月3日(月)よりリニューアルした契約書・書式集ひな形では、上記改正に対応する文例を「不動産売買契約書類 記載マニュアル」内にご用意しております。ぜひご利用ください。

「不動産売買契約書類 記載マニュアル」のアクセス・文例の参照・記載方法

1 ラビーネット
(http://www.zennichi.or.jp/rabynet_release/)
または全日本不動産協会ホームページ
(<http://www.zennichi.or.jp/>)よりログイン後、「契約書・書式集」ページにアクセス。

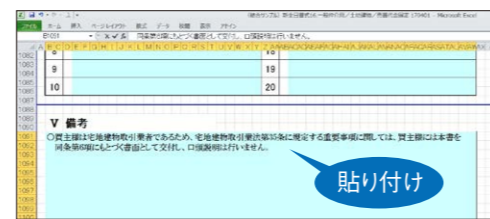
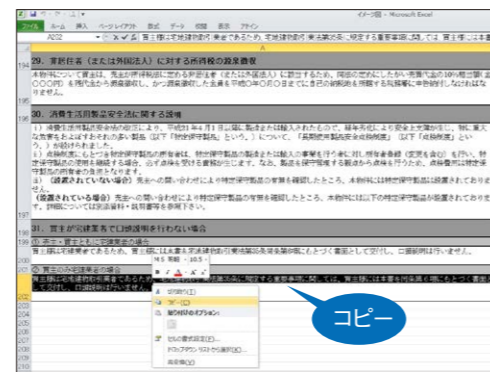
2 売買編内にある「不動産売買契約書類 記載マニュアル」をクリックし、ファイルを開く。

3 目次内の「23. 備考」をクリック。

4 最下部「31. 買主が宅建業者で口頭説明を行わない場合」をコピー。

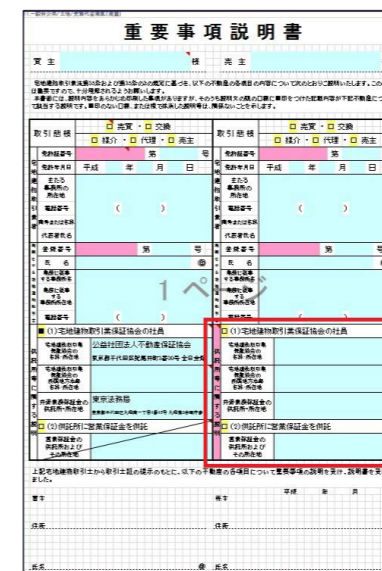
5 「重要事項説明」の備考欄等に貼り付け

※画面および画像内の文については、現在制作中のため変更になる場合があります。

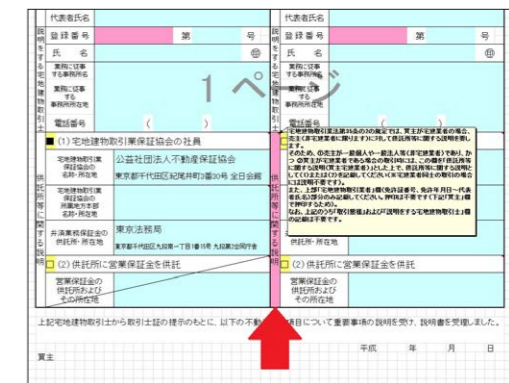


契約書リニューアルに伴う変更内容

宅地建物取引業法35条の2の規定により、宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方等に対して、供託所等に関する説明をする必要があります。今回の契約書・書式集のリニューアルに際して、売主が一般個人や非宅建業者であり、かつ、買主が宅建業者である場合の取引時に「供託所等に関する説明(買主宅建業者)」の項目を選択いただけるよう変更を行いました。



▲重要事項説明書の右下に「供託所等に関する説明」がある



▲「供託所等に関する説明(買主宅建業者)」が選択できる

■操作に関するコールセンターの設置

契約書の作成時、エクセル、ワードの操作方法でご不明点や、簡単なパソコンの操作方法をご案内するコールセンターを設置しております。

TEL : 03-5761-4441

《コールセンター開設曜日・時間》月・火・木・金 10時~16時 (年末年始・GW期間・お盆時期を除く)

■全日不動産相談センター

全日不動産相談センターは、経験豊富な相談員が安心安全な不動産取引を目指して、電話による会員等からの不動産実務相談に応じます。

TEL : 03-5338-0370

※電話番号が4月3日より変更となります。

《相談日時》不動産取引に関する電話相談 月~金 13時~16時 (祝日、年末年始、お盆期間、GW期間中を除く)

